

橋梁点検車（ブリッジチェッカー） 導入のご案内

この度、弊社は橋梁点検車（株式会社タダノ製 BT-200 型）を導入いたしました。

法令に基づく定期点検の義務化を定めた省令が平成 26 年 7 月 1 日に施行され、橋長が 2m 以上の全橋梁について、5 年に 1 回の頻度で全ての部材を近接目視する定期点検がスタートしました。橋梁点検車の利用により点検作業の効率化に大きく貢献いたします。

また、橋梁補修工事等で足場設置が困難な場所でも橋の上からスムーズに移動して作業することができます。ぜひご活用ください。



料金（佐賀県内同一料金）

車両	区分	使用期間	基本料 ¹⁾	車両保険 ²⁾	レンタル料	普通運転手 ³⁾	特殊運転手 ⁴⁾	交通費 ⁵⁾	燃料費 ⁶⁾	計
	オペレーター2名 (車両+ゴンドラ)	1日	3,500	1,500	100,000	17,000	21,100	2,000	3,500	148,600
BT-200	オペレーター1名 (車両)	1日	3,500	1,500	100,000	17,000	- ⁷⁾	2,000	3,500	127,500
	レンタルのみ	1日	3,500	1,500	100,000	-	-	-	- ⁸⁾	105,000

1)事務手数料、貸出前車両整備等費用 2)人身事故、車両保険代等 3)現地までの往復回送及び調査時の橋梁点検車移動運転等のオペレーター 4)ゴンドラ操作オペレーター(高所作業車運転資格者)
5)佐賀県内における点検車回送(往復分)料金 6)往復回送、現地作業時における燃料代 7)高所作業車運転技能講習修了者が必要 8)給油のうえ返却

橋梁点検車のご用命、お問い合わせは下記にご連絡ください。

お電話でのお問い合わせは **0952-32-0918**

メールでのお問い合わせは otoiawase@shineichiken.co.jp

【必要な資格等】車両の運転に関しては中型自動車運転免許(8t)、デッキ、ブーム等の橋梁点検車の機能操作については高所作業車運転技能講習の修了資格が必要です。

 **新栄地研株式会社**

<http://www.shineichiken.co.jp>

〒849-0928 佐賀県佐賀市若楠二丁目 5-25

TEL 0952-32-0912(代表) FAX 0952-32-0944